

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令への対応

2020年4月8日に発令された緊急事態宣言を受けて、千葉県に所在する当基金事務所は、業務時間の短縮（10：00～16：00）を5月8日までとし、勤務を交代制にして、感染拡大防止に努めます。

それに伴い、業務の円滑な執行に一部支障が生じることが想定されます。実施事業所をはじめ、加入者及び受給者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

（適用関係）

- ・「仮想個人勘定残高のお知らせ」の発送を、延期いたします。

なお、適用関係諸届の締切日及び納入告知書の発送日につきましては通常通りです。

（給付関係）

すでに年金を受給中の方につきましては、通常通り年金を支給させていただきますが、以下の業務につきまして遅延する場合がありますので、予めご了承ください。

- ・新規裁定の方の給付や各種手続き及びご案内
- ・老齢給付金（独自給付:年2回6月及び12月の各20日支払分）の裁定